



詳しくはこちらから

- ◆ **対象** 0～2歳までのお子さんを子育て中の家族 ※託児あり
- ◆ **申し込み** 各回実施日の1週間前までに電話で申し込み。(先着10組まで)
- ◆ **場所** 防災センター2階 (受付 午前10時～)
- ◆ **日程** 下表参照(時間) 午前10時15分～11時15分

子育て交流会を開催します

「子育て、これで大丈夫かな？」と不安に思うことはありませんか。子ども総合相談室の職員と一緒に、同じ子育て中のママやパパとお話してみませんか？

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、子育てについて疑問に思うことや感じることを気軽に相談できる機会が少なくなっています。そこで、子育て中のパパやママを応援するため、テーマに添った子育て交流会を開催します。



☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

	テーマ
6月21日(火)	乳幼児の発達～あかちゃんから2歳くらいまで～
7月27日(水)	乳幼児期の感覚
8月18日(木)	ことばの発達のいろいろ
9月6日(火)	親子のふれあい
10月26日(水)	発達を促す遊び(0歳～歩き始めまで)
11月30日(水)	発達を促す遊び(歩き始め～2歳まで)
12月13日(火)	上手なほめ方
1月17日(火)	親のアンガーマネジメント(気持ちのコントロール)
2月21日(火)	療育について

詳細は、ホームページにて随時お知らせしますので、ご確認ください。

児童扶養手当の手当額が改定されました

☎ 子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

全国消費者物価指数の引き下げにより、令和4年4月分の手当から、児童扶養手当の額が改定されました。



	支給区分	令和4年3月まで	令和4年4月から
第1子の額	全部支給	43,160円	43,070円 (90円減)
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円 (90円減～20円減)
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円 (20円減)
	一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円 (20円減～10円減)
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円 (10円減)
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円 (10円減)

5月31日は世界禁煙デー みんなの健康のために 禁煙への第一歩を踏み出しませんか

☎ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

世界保健機関(WHO)が制定した禁煙を推進するための記念日。この機会に、健康のために禁煙することや受動喫煙対策を考えてみませんか。

◆受動喫煙の影響

受動喫煙は、本人がたばこを吸ってなくても、他人が吸っているたばこから立ち昇る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうこと。いずれの煙にもニコチンやタールなどの多くの有害物質が含まれており、吸い込んだ人に「乳幼児突然死症候群」、「子どもの呼吸器疾患」「喘息」の誘発など多くの影響を及ぼします。

また、「脳卒中」や「虚血性心疾患」、「肺がん」、「乳幼児突然死症候群」の疾患で亡くなった人の中で年間約1万5千人が、受動喫煙を原因に亡くなったと考えられています。

◆なくそう！望まない受動喫煙

望まない受動喫煙を防ぐため、令和2年4月より改正健康増進法が全面施行されました。多くの人々が利用する施設では、喫煙できる場所・できない場所が明確に区分され、20歳未満の

人は喫煙できる場所に入ることはできません。受動喫煙による被害が大きい子どもや妊婦、病気を持っている人などに特に配慮し、それぞれの施設の掲示に従い受動喫煙対策に取り組みましょう。

◆喫煙者の衣服からも

最近では、喫煙者の吐き出す息や衣服、部屋の壁紙、カーテンなどに付着した有害物質を吸い込むサードハンドスモーク(三次喫煙)も問題になっています。喫煙後30～45分はタバコを吸った人の息から有害物質が出続けると言われています。

◆この機会に禁煙を

喫煙時の周囲への配慮も必要ですが、この機会に是非、禁煙にチャレンジして、自分と家族、周囲の人の健康を守りましょう。

- 禁煙開始日の決定
- 禁煙の理由をはっきりさせる
- 吸わない環境づくり
- 吸いたくなってきたときの対処法を考える
- 禁煙外来を受診し、治療を受ける

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存知ですか

☎ 町民課 町民係 ☎(232)4914
☎ 熊本西年金事務所 ☎(355)3261

所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。保険料を納めることが経済的に困難なときは、そのままにせず学生納付特例を申請しましょう。

◆対象者

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

【所得の基準】

128万円+(扶養親族などの数×38万円)

◆申請場所

住民登録している市区町村の窓口または、近くの年金事務所

◆必要書類

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②在学期間が分かる学生証(有効期限、学年、

- 入学年月日の記載など)または在学証明書
- ③顔写真付身分証明書(写真なしの身分証明書の場合は2つ)
- ④失業などの理由により申請を行う場合は、離職票などの失業した事実が確認できる書類

◆注意事項

- ①申請後、日本年金機構から「承認通知書」または、「却下通知書」が届きます。
- ②承認期間は、4月～翌年3月の1年間です。
- ③却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
- ④4月分～令和5年3月分までの申請は、4月から受付を開始しています。
- ⑤学生納付特例制度の申請は、申請の時点から2年1カ月前の月分までさかのぼることができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合があります。